

水道料金・下水道使用料の支払猶予のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金、下水道使用料のお支払いが一時的に困難である場合には、下記の水道料金、下水道使用料に限り、お支払いを各4か月間猶予します。

支払猶予対象となる水道料金と下水道使用料

猶予対象料金等			納付書 発送日	支払猶予を希望される場合		通常の場合
				納期限 (口座振替日)	口座 再振替日	納期限 (口座振替日)
水道 料金	R5.4月分	(2～3月使用分)	R5.4.13	R5.8.31	R5.9.19	R5.5.1
	R5.6月分	(4～5月使用分)	R5.6.14	R5.10.31	R5.11.17	R5.6.30
	R5.8月分	(6～7月使用分)	R5.8.15	R5.12.25	R6.1.17	R5.8.31
	R5.10月分	(8～9月使用分)	R5.10.12	R6.2.29	R6.3.18	R5.10.31
	R5.12月分	(10～11月使用分)	R5.12.8	R6.4.30	R6.5.17	R5.12.25
	R6.2月分	(12～1月使用分)	R6.2.9	R6.7.1	R6.7.17	R6.2.29
下 水 道 使 用 料	R5.4月分	(2～3月使用分)	R5.5.12	R5.10.2	R5.10.17	R5.5.31
	R5.6月分	(4～5月使用分)	R5.7.12	R5.11.30	R5.12.18	R5.7.31
	R5.8月分	(6～7月使用分)	R5.9.13	R6.1.31	R6.2.19	R5.10.2
	R5.10月分	(8～9月使用分)	R5.11.14	R6.4.1	R6.4.17	R5.11.30
	R5.12月分	(10～11月使用分)	R6.1.12	R6.5.31	R6.6.17	R6.1.31
	R6.2月分	(12～1月使用分)	R6.3.13	R6.7.31	R6.8.19	R6.4.1

上記の他、分納誓約により、R5.5.1～R6.4.1までに支払うよう誓約されている水道料金・下水道使用料も、各納期限を4か月間猶予します。

支払猶予をご希望される場合は

- ① 水道料金等支払猶予申請書 兼 誓約書をご提出ください。
- ② 納付書払いの方には、上記納付書発送日に納付書を郵送します。有効期限欄に猶予後の納期限日が記載されておりますので、有効期限欄に記載の日までにお支払いください。(納期限欄には通常の納期限が記載されておりますがこの日までにお支払いの必要はありませんのでお間違えのないようお願いいたします。)
- ③ 口座振替の方は猶予後納期限日に口座振替されます。
- ④ 申請書は、申請書兼誓約書となっており、猶予後納期限までのお支払いを確約した上で猶予申請をしていただくものです。誓約が守られない場合は、以降の猶予ができなくなりますのでご注意ください。
- ⑤ この措置は、水道料金・下水道使用料のお支払いを免除するものではなく、各納期限を4か月ずつ延長するものです。このため、猶予期間後は通常2か月使用分ずつのお支払いであるところに支払猶予分が加わり、4か月使用分ずつのお支払いとなることをご了承ください。お支払いが一部でも可能になった場合は、可能な額にてお支払いしていただくことができます。随時受け付けておりますので水道総務課または各振興事務所水道担当までお申し出ください。

問い合わせ先 郡上市役所環境水道部水道総務課 0575-67-1129